



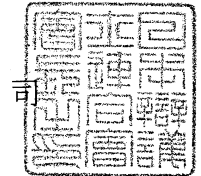
2012年（平成24年）7月31日

法務大臣 滝 実 殿

東京拘置所長 亀 田 光 生 殿

日本弁護士連合会

会長 山 岸 憲



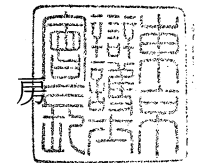
関東弁護士会連合会

理事長 佐 野 善



東京弁護士会

会長 斎 藤 義



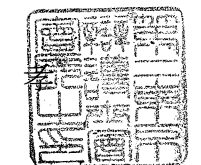
第一東京弁護士会

会長 樋 口 一



第二東京弁護士会

会長 橋 本 副



申 入 書

第1 申入れの趣旨

日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会、東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会は、東京拘置所における弁護人の接見に際して、面会室内での写真撮影等の禁止などの不当な制限を加えないことを申し入れる。

第2 申入れの理由

- 1 東京拘置所は、面会室における電子機器の使用に反応する電波感知機器を備え付け、弁護人が面会室内で電子機器を使用する場合にこれを中止するよう求めている。

現実には、弁護人が面会室において、コンピュータを利用し情報検索を行おうとしたところ、電波感知機器が作動し、トラブルになる例があった。

そこで、東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会（以下「東京三会」という。）は東京拘置所に対し、平成24年5月22日、この電波感知機器の撤去を求める意見を提出した。

- 2 これと前後して、東京拘置所は、東京弁護士会及び第二東京弁護士会に対し、所属会員が面会室内で写真撮影を行ったことに関し、このような撮影を禁止するように要請してきた。そこで指摘されている理由は、抽象的な「保安・警備上重大な支障」及び「未決拘禁者自身のプライバシー」のみである。

- 3 しかし、そもそも弁護人の弁護活動は憲法及び刑事訴訟法上保障されているものであり、この内容の一つとして接見交通権が保障されている。面会室における録音や写真・録画撮影（以下「写真撮影等」という。）は、接見交通権の目的そのものに合致し、接見交通権の保障が及ぶ正当な弁護活動の一環である。

憲法及び刑事訴訟法上保障されている以上は当然のことであるが、弁護活動の一環としての写真撮影等を制限する法令上の規定は存在しない。

そして、東京拘置所が理由とする抽象的な「保安・警備上重大な支障」及び「未決拘禁者自身のプライバシー」はいずれも、憲法及び刑事訴訟法上保障されている弁護活動を制限する理由とはなり得ない。

すなわち、弁護人が被疑者・被告人（以下「被告人ら」という。）から事情聴取をしてその結果を书面化し、被告人らの身体に残された痕跡、表情等をデッサン化することが認められることについては東京拘置所からの要請を含めて具体的には何の問題点も指摘されていない。むしろ、写真撮影等は、これらをより正確に記録するためのものであって、技術の発達した現代社会における弁護活動に必要不可欠なものというべきものである。現に裁判所は、面会室内での写真撮影等による画像を刑事訴訟における証拠として採用している。

よって、このような弁護活動としての写真撮影等を、東京拘置所が庁舎管理権で制限することは違憲違法の誹りを免れない。日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）、関東弁護士会連合会（以下「関弁連」という。）及び東京三会は東京拘置所に対し、厳重に抗議する。

この点について、日弁連は、平成23年1月20日付けの「面会室内における写真撮影（録画を含む）及び録音についての意見書」にて表明しているとおりである。

- 4 具体的な刑事弁護活動に照らして考えても、弁護人が接見するにあたっては、その内容を記録しておく必要がある。写真撮影等は、機械的・客観的に接見の状況を記録できるもので、接見内容の記録のための非常に有効かつ公正な手段である。

弁護人が写真撮影等により証拠保全を行い、これを証拠請求することは、従前から弁護活動として広く行われてきた。裁判所も、これらの証拠を何ら問題とすることなく証拠として採用してきた。

このように、弁護人が正当な目的をもって面会室で写真撮影等を行うことにつき、裁判所が違法収集証拠として排除することなく証拠として採用しているのが、刑事訴訟の実情である。つまり、弁護人が正当な目的をもって面会室で写真撮影等を行うことを一切問題視しないことが、我が国の法曹界の共通の認識である。むしろ、これらの証拠の収集活動を妨害することは、公正な刑事裁判の実現といった重大な公益を損なうことになる。

- 5 日弁連、関弁連及び東京三会は、東京拘置所長がその庁舎管理権により、弁護人の写真撮影、録画、録音等を一般的に禁止し、さらに弁護人に対して写真機、録音機等を面会室内に持ち込まないよう求めることは違法であると考えている。

今後、東京拘置所が、面会室における写真撮影等に関して不当な制限を加えたことにより、接見を巡るトラブルが日常的に発生する事態になれば、我が国の適正な刑事司法の実現を阻害し、重大な公益を損なうものとなる。

- 6 東京拘置所の近時における弁護人に対する行為を放置すると上記のような事態に発展しかねず、東京拘置所と日弁連、関弁連及び東京三会とのこれまで培ってきた良好な信頼関係を損ないかねない。

我が国の法曹三者が、社会正義の実現のために協同していることを十分勘案され、東京拘置所が、弁護人の接見に際して、面会室における写真撮影等の禁止などの不当な制限を加えることのないよう、ここに申し入れる。

以上